

## 山田町営建設工事等入札談合情報対応処理基準

平成 23 年 4 月 1 日企財第 10 号

(趣旨)

第 1 この基準は、山田町町営建設工事等公正入札調査委員会設置規程(平成 12 年山田町訓令第 1 号)第 2 条に定める入札談合に関する情報があった場合における対応及び処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(談合情報の取扱い)

第 2 町の職員(以下「職員」という。)は、入札に付そうとする工事又は入札に付した工事について入札談合に関する情報(以下「談合情報」という。)を得た場合は、談合情報調書(様式第 1 号)により山田町町営建設工事等公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)へ報告するものとする。

2 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、情報提供者が報道機関である場合においては、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするように要請するものとする。

(委員会の招集及び審議)

第 3 委員長は、第 2 第 1 項の報告があった場合においては、速やかに委員会を招集し対応について審議するものとする。

(町長への報告)

第 4 委員長は、談合情報への対応について、必要に応じて速やかに町長に報告を行うものとする。

(公正取引委員会等への通報)

第 5 委員長は、必要に応じて談合情報を談合情報に関連する資料の送付について(様式第 2 号及び様式第 2 号の 2)により公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

(報道機関等への対応)

第 6 報道機関等への対応は、委員長が行うものとする。

(事情聴取)

第 7 委員長は、談合情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として入札参加者(入札辞退者及び共同企業体等の構成員を含む。以下同じ。)から速やかに事情聴取を行うものとする。

(1) 情報提供者の氏名又は連絡先が明らかであって、かつ、談合情報に次に掲げるアからカまでのいずれかの情報が含まれている場合

- ア 落札予定者
- イ 落札（入札）予定金額
- ウ 談合が行われた日時、場所、方法、談合に参加した者の名称等
- エ 具体的な談合組織の存在
- オ 町が公表していない入札の情報
- カ その他談合に参加した者以外に知り得ない情報

(2) 匿名による情報であって前号に掲げるアからカまでのいずれか2以上の情報が含まれている場合

(3) 匿名による同一内容の情報が複数寄せられた場合で、そのいずれもが第1号に掲げるアからカまでのいずれかの情報が含まれている場合

2 事情聴取は、入札参加者の委任を受けた者（以下「代理人」という。）から行うことができる。

（入札の延期等）

第8 入札執行前に談合情報を把握した場合において、入札日前に事情聴取、調査及び審議を行ういとまがないときは、入札を延期したうえで行うものとする。

（事情聴取留意事項）

第9 事情聴取は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 複数の職員により行うこと。

(2) 入札参加者を指定した時間及び場所に招集し、事情聴取書（様式第3号）により個別に行うこと。

（誓約書の提出）

第10 事情聴取を行ったときは、入札参加者（代理人を含む。）から、事情聴取の内容を公正取引委員会及び警察に通報すること並びに山田町情報公開条例（平成14年山田町条例第2号）に基づく開示請求があった場合公にされることに異議のない旨の誓約書（様式第4号）に署名押印のうえ自主的に提出を求めるものとする。

（談合認定基準）

第11 談合の事実があったと認められる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 事情聴取において、入札参加者（代理人を含む。）から談合情報が事実であるとの証言を得たとき。

(2) 談合の事実があったと認められるメモ類、録音テープ等を入手したとき。

(3) 利害関係を有していない者から談合が確実である証言を得たとき。

(不正談合の疑義がある場合の入札の取扱い)

第12 事情聴取の結果、談合の事実は確認できないが、次の各号のいずれかに該当し談合等不正行為の疑いが高いと認められる場合には、委員会の調査を踏まえ入札を取りやめるものとする。

- (1) 談合情報の内容と一致する部分があるとき。
- (2) 入札参加業者等非公表の情報が事前に漏れている可能性が高いと認められるとき。
- (3) 確たる証拠や証言は確認できなかったが、談合情報の信ぴょう性が高いと認められるとき。
- (4) その他当該入札をそのまま執行した場合、公正な入札を確保することが困難と認められるとき。

(入札執行前における談合情報への対応)

第13 入札執行前において談合情報の真偽が明らかになった場合は、次のとおり対応するものとする。

- (1) 談合の事実があったと認められる場合  
入札の執行を延期又は取りやめるものとする。
- (2) 談合の事実があったと認められない場合においては、次のとおり対応するものとする。
  - ア 入札執行後において談合の事実が認められた場合は入札を無効とする旨の注意を行い、入札を執行するものとする。
  - イ 入札執行後に入札書を提出した者全員から工事費内訳書の提出を求め、これを分析し、談合の事実があった場合においては、当該入札を無効とするものとする。

(入札執行後から契約締結前までにおける談合情報への対応)

第14 入札執行後において契約(仮契約を含む。)締結前に談合情報の真偽が明らかになった場合は、次のとおり対応するものとする。

- (1) 談合の事実があったと認められる場合  
入札を無効とするものとする。
- (2) 談合の事実があったと認められない場合  
落札者と契約を締結するものとする。

(契約締結後における談合情報への対応)

第15 契約(仮契約を含む。)締結後において談合情報の真偽が明らかになった場合は、次のとおり対応するものとする。この場合において、当該対応をするときは、既に行われている入札結果等の公表に留意し、行うものとする。

- (1) 談合の事実があったと認められる場合

工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。

(2) 談合の事実があったと認められない場合

契約を有効とし、工事を続行するものとする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第2関係)

談合情報調書

年 月 日

山田町町営建設工事等公正入札調査委員会  
委員長 様

課  
職氏名

次のとおり入札談合に関する情報がありましたので報告します。

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 情報を受けた日時 | 午前<br>年 月 日 時 分<br>午後 |
| 情報提供者    |                       |
| 工事名      |                       |
| 入札(予定)日  | 年 月 日                 |
| 情報手段     | 電話 書面 面接 報道 その他       |
| 情報内容     |                       |
| 応答の概要    |                       |

様式第2号（第5関係）

第 号  
年 月 日

公正取引委員会事務総局  
東北事務所長 様

山田町町営建設工事等公正入札調査委員会  
委員長

談合情報に関連する資料の送付について

本町の 工事の入札に係る談合情報に関連する下記の資料を別紙のとおり送付いたします。

記

- 1 談合情報調書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 その他

様式第2号の2（第5関係）

第 号  
年 月 日

岩手県警察本部長 様

山田町町営建設工事等公正入札調査委員会  
委員長

談合情報に関連する資料の送付について

本町の 工事の入札に係る談合情報に関連する下記の資料を別紙のとおり送付いたします。

記

- 1 談合情報調書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 その他

事情聴取書

|              |       |       |       |
|--------------|-------|-------|-------|
| 日 時          | 年 月 日 | 時 分から | 時 分まで |
| 工 事 名        |       |       |       |
| 業 者 名        |       |       |       |
| 事情聴取をした者の職氏名 |       |       |       |

| 質問  | 聴取内容   |
|---|--|
| <p>質問1</p> <p>工事の入札前に、既に落札業者が決定しているとの情報ですが、そのような談合の事実がありますか。</p>  | <p>有 無</p> <p>「分かりません」と答えた場合<br/>                     それでは、次の方もありますので、分かる人を 時 分までに呼んでください。</p> |
| <p>質問2</p> <p>そのような事実があったとすれば、どのような内容の打合せ又は話合いでしたか。</p>   | <p>1 落札予定者<br/>                     2 落札予定価格<br/>                     3 いつ、どこで、誰と、何を相談したか。</p> |
| <p>質問3</p> <p>既に落札業者が決定しているとの情報を聞いたことがありますか。(…情報に心当たりがありますか。)</p>   | <p>有 無</p>   |
| <p>質問4</p> <p>本件工事について、受注する意欲はありますか。</p>  | <p>有 無</p>   |
| <p>質問5</p> <p>最後に重ねてお聞きしますが、本当にこのような事実はありませんね。</p> <p>それでは、そのような事実はないということを書きで誓約できますか。</p> <p>誓約書を提示する。</p> <p>この文面を読んで異議がなければ署名押印願います。</p> | <p>有 無</p>   |



誓約書

年 月 日

山田町長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
(代理人氏名 )

当社は、下記工事の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び関係法令等に抵触するような不正行為は一切行っていないことを誓約するとともに、今後においてもそのような行為は行わないことを誓約いたします。

また、当該工事に関する談合が明らかになった場合には、入札を無効とされ、又は契約を解除されても異議はありません。

なお、この誓約書が公正取引委員会及び警察当局に通報並びに山田町情報公開条例に基づく開示請求があった場合公にされることに異議はありません。

記

1 工事名

2 工事場所